

平成29年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園	実地監査	無	
特別養護老人ホーム あじさい園 (福) 見宝会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム あじさい園 宝 (福) 見宝会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム かがやきの苑 (福) 大和まほろば会	実地監査	1. 運営規程に記載の日用品費(身の回り品として日常生活に必要なもの)の具体的内容について確認すると、利用者に対して一律に提供しているペーパータオル、トイレトペーパー等の費用を利用者より一律に徴しているとのことであった。日常生活費、教養娯楽費については、入所者の希望によって、身の回り品としての日常生活に必要なもの、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用であり、一律に徴収する性格のものではない。現在利用者より費用の支払いを受けている項目が適当であるかを再度検討すること。	1. 利用者からいただいている教養娯楽費については、利用者の希望によるものを利用者・家族の同意を得て徴収している。現在の利用者から日用品費として徴収している費用はない。 利用者からの費用徴収については、今後も取り扱い通知等の内容ふまえて、利用者・家族の同意を得て徴収するよう適正な運用を行う。
		2. 検食については、毎日3食(朝・昼・夕)を利用者に提供する前に実施し、検食簿に記録すること。	2. 昼食、夕食については、既に実施済みであり、朝食についても同様に実施する。
		3. 労働基準法第36条の規定に基づく労協協定が、平成29年3月25日に締結されているにも拘らず、労働基準監督署への届出がされていなかった。届出日から有効となるため、早急に届け出る。届出をせずに時間外労働をさせると、労働基準法違反となる恐れがあることを申し添える。	3. 今後は、適正に届け出等を行う。 平成29年12月26日 届出 平成30年 4月 4日 届出
		4. 貯水槽の点検・整備が、平成28年1月以降実施されていなかった。1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、必ず検査を受け、結果を保管すること。	4. 平成29年11月26日に実施した。
		5. 苦情対応について、苦情が無い場合も含め、施設掲示板やホームページを活用し、公表すること。	5. 施設掲示板に掲載する。
特別養護老人ホーム 学園前西 特別養護老人ホーム (福) 奈良苑	実地監査	1. 看取り介護加算について、算定を開始した後に入所者の介護に係る計画に同意を得、医師の指示を得ている事例が見られた。当該加算については、「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること」、また、「医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること」が挙げられている。しかしながら、本事例においては、算定前に医師と看取りに関するやり取りがなされたものの、記録が作成されておらず、医師による診断は、算定開始後になされていることが確認されたのみであった。以上より、算定開始時において、前述の二要件を満たさないことから、医師が診断を下す前日までに算定した看取り介護加算については、返還すること。	1. 11月上旬に家族には9月分の利用請求に誤りがあれば連絡すると伝えている。12月12日に過誤申立依頼書を作成し市役所に提出する。指導監査において指摘のあった事項の作成をやり直し、正しい請求書を作成する。修正した請求書と誤った請求書の差額があり960円であった。12月13日家族に連絡し、9月分の利用請求に誤りがあることを謝罪し、差額分の返金があることをお知らせする。今週中には用意ができ返金することを伝え、来週取りに来られることを確認している。過誤申立の申請ができ次第、国保連に再請求をして修正をかける。この件は「医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること」または「医師、看護師、介護支援専門員その他の職種のもの共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当なものから説明を受け、当該計画について同意しているものであること」が挙げられているが、『医師による診断』の確認はしていたが、記録が算定日になされておらず今回の結果に至る。今後の対応として上記の事を理解し、看護師と介護支援専門員と連携し、このような事が無いように努めて行く。

		<p>2. 個別機能訓練加算Ⅱの算定要件として、「個別機能訓練計画を作成し、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又は家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。」という基準に適合しなければならない。</p> <p>算定要件である3月ごとに1回以上の訪問が実施されていないケースが認められた。自主点検のうえ、実施されていないケースについては過誤調整すること。</p>	<p>2. 3月ごとに1回以上の訪問が実施できていなかったケースを点検したところ3名（2月2名、3月1名）であった。3名分の過誤依頼書を作成し、市役所へ提出した。今後は年間訪問スケジュールを作成し、チェック項目にして訪問漏れがないようにする。</p>
特別養護老人ホーム 香梅苑 (福) 広瀬福祉会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム こがねの里 (福) 秋篠茜会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム こまどりと丘 (福) 大和清泉会	実地監査	<p>検食が昼食分しか行われていなかった。朝・昼・夜の3食について、食事提供前30分を目途に実施し、検食簿に記録を記載すること。</p>	<p>指摘のあった朝・昼・夕の検食について、平成29年9月10日より3食分検食を実施、検食簿にも記録し対応した。今後も継続して取り組む。</p>
特別養護老人ホーム サンタ・マリア (福) カトリック 聖ヨゼフホーム	実地監査	<p>深夜業務従事者は6月以内ごとに1回定期健康診断を受ける必要があるが、年2回目の健康診断について、省略している項目があるため、1回目の定期健康診断時と同じ項目について実施すること。</p> <p>ただし、胸部エックス線検査及び喀痰検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足りるものである。また、貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・心電図検査については、1回目の健康診断を受けた者で、医師が必要でないと認めるときは、省略できる。【労働安全衛生規則第45条】</p>	<p>2回目の健康診断は毎月2月～3月に実施しているので、次回実施時については、必要な項目について実施する。</p>
特別養護老人ホーム サンライフ明日香 (福) サンライフ	実地監査	無	
特別養護老人ホーム サンライフ西大寺 (福) サンライフ	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 都祁すずらん苑 (福) 大和会	実地監査	<p>深夜業務従事者は6月以内ごとに1回、定期健康診断を受ける必要があるが、年2回目の健康診断について、体重、視力の検査を省略していた。当該項目については、必ず健康診断を行う必要があるため、今後は省略することなく適正に実施すること。【労働安全衛生規則第44条、第45条、労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準】</p>	<p>深夜業務従事者対象に実施している、年2回目の健康診断の検査項目について、次回から労働安全衛生規則の各規定を遵守し、適正に実施する。</p>
特別養護老人ホーム トマトホーム (福) 博遊会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 長曽根寮 (福) 大倭安宿苑	書面監査	無	

特別養護老人ホーム なら清寿苑 (福) 大和清寿会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム ならやま園 (福) 福寿会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 西ノ京苑 (福) 南都栄寿会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 梅花苑 (福) 嘉耶の会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 光の桜 (福) ならやま会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 平城園 (福) 福寿会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 万葉苑 (福) 万葉福祉会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム らくじ苑 (福) 楽慈会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム L i n o (福) 史明会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム ル・エンゲージ なかがわ3番館 (福) 中川会	実地監査	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。【消防法施行規則第3条第10項】	消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する。 尚、平成30年2月23日午後2時30分から午後3時30分の日時に、昼間の火災を想定した避難消火訓練を実施した。
特別養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) あじさい園 (福) 晃宝会	実地監査	無	

軽費老人ホーム（A型） 大倭滝の峯荘 （福）大倭滝の峯荘	実地監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） 学園前西ケアハウス （福）奈良苑	実地監査	無	
軽費老人ホーム（A型） 佐保苑 （福）佐保会	実地監査	「管理規程」に、奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第7条に規定されている、「非常災害対策」に関する事項を定めること。（奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第7条）	今年度末までに規定を予定
軽費老人ホーム （ケアハウス） 都祁すずらん苑 （福）大和会	平成29年度は 監査対象外		
軽費老人ホーム （ケアハウス） なら清寿苑 （福）大和清寿会	書面監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） ニューライフならやま （福）福寿会	実地監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） 万葉 （福）万葉福祉会	書面監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） 茂毛蒨園 （福）大倭安宿苑	実地監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） 八重垣園 （福）大倭安宿苑	書面監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） らくじ苑 （福）楽慈会	書面監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） ル・エンゲージ なかがわ4番館 （福）中川会	実地監査	無	
軽費老人ホーム （ケアハウス） 和楽園 （福）奈良市和楽園	書面監査	無	